

暮らしを応援・松島町住まいのリフォーム助成事業及び同補助金交付要綱
に関する交付基準

(令和4年6月7日より)

(目的)

第1 この基準は、暮らしを応援・松島町住まいのリフォーム助成事業(以下、助成事業という)について、暮らしを応援・松島町住まいのリフォーム助成事業補助金交付要綱(以下、要綱という)に定めるほか、交付についての基準を定めることを目的とする。

(交付対象住宅の確認)

第2 要綱第2条第2号に定める住宅は、同号の定めによるほか、以下に該当する場合、これを証明する補助資料の提出により認めることができるものとする。

- (1) 住宅の所有者と申請者が異なる場合で、所有者本人が申請できない事情があるとき
- (2) 別の申請者が同一の住所で既に助成事業を受けているが、棟が分かれており生計も別であるなど、別個の住宅として認められるとき
- (3) 共同名義で所有する住宅で、代表の一人が申請し他の名義人の委任状を提出するとき
- (4) その他前3号に準ずると客観的に認められるとき

(交付対象者の確認)

第3 要綱第3条第2号に定める納付すべき町税等の滞納のない者については、以下のいずれかの書類の提出をもって確認し、未成年者(18歳未満)は原則提出不要とする。

- (1) 完納証明書(町税に未納のないことの証明)
- (2) 町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税のうち課税がある納税証明書
- (3) 町民税が非課税の場合は非課税証明書及び課税がある納税証明書
- (4) その他前3号に準ずると客観的に認められる書類(前3号が提出できないやむを得ない理由がある場合のみ)

(補助対象経費の確認)

第4 要綱第4条第1項及び別表に基づき算出する補助対象経費については申請書類に基づき算定し、以下のいずれかに該当する場合、対象外経費としその額を除外する。なお、提出された申請書類から以下が判別できない場合、申請を差し戻し資料の追加を求めるものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税の額
- (2) 要綱第6条第3号に定める工事見積明細書に対象外工事費が含まれる場合、その額
- (3) 要綱第6条第3号に定める工事見積明細書に諸経費が含まれる場合、対象内と対象外が明確に区分されていれば対象外の額、区分されていなければ対象内と対象外の工事費の比で按分した諸経費の対象外部分の額
- (4) 集合住宅において、専有部分と認められない箇所への工事費が含まれる場合その額
- (5) 店舗併用住宅において、居住部分と店舗部分との共用部分であり、住宅において具備すべきと認められる箇所への工事については、居住部分全体の面積と店舗部分全体の面積の比で対象箇所の工事費を按分した場合の店舗部分相当の額

(6) その他前5号に準ずると客観的に認められる対象外経費

(交付申請の受付)

第5 要綱第6条第6号に定める書類は以下に該当する場合に提出を求めるものとする。

- (1) 工事見積書に工期の記載が無い場合の工程表またはこれに準ずるもので、工事事業者が作成する資料
- (2) 本基準第2各号に該当する場合の補助資料
- (3) 本基準第4各号により申請を差し戻した場合の追加資料
- (4) その他前3号に準ずると客観的に認められる資料

2 前項各号資料の提出を受け、その有効性について確認が必要な期間、その申請を仮受付とし、予算を確保しておくことができるものとする。資料が有効であった場合には仮受付日を申請日とし、有効でなかった場合には速やかに申請者へ差し戻し仮受付を破棄する。

(変更等申請の受付)

第6 要綱第8条第1項に定める変更等申請は以下に該当する場合にこれを認めるものとする。ただし、要綱第7条に基づく様式2(交付決定通知書)条件のとおり、交付決定額の増額はしない。

- (1) やむを得ない事情による工期の変更
- (2) 工事見積明細の内容変更による補助対象経費の変更で、交付決定時の内容との差異が3割に達しないもの
- (3) 天災その他の事情による工事の中止
- (4) その他前3号に準ずると客観的に認められる変更等

(工事の着手時期)

第7 要綱第9条ただし書きに定める工事の着手時期の特例については、受付開始の日の前までに周知することとし、これを理由として要綱及び本基準に定める他の条件を緩和することはできない。

(実績報告の確認)

第8 要綱第10条に定める実績報告で同条各号を満たさないとき又は交付決定時の補助対象経費と実績額が異なるとき、以下の場合を除き要綱第8条第1項に定める変更等申請を求めるものとする。以下の場合には有効とし、必要に応じて要綱第11条に定める額の確定により減額精算できるものとする。

- (1) 工期及び工事内容の軽微な調整により交付決定時の補助対象経費と実績額が異なる場合で、その額が1割に満たないもの
- (2) 補助対象外の経費に係る内容変更により総額が増減し交付決定時の見積書と総額が異なる場合で、補助対象経費に影響がないもの
- (3) 要綱第10条第3号に定める施工中の写真の撮影を失念し、施工完了によりこれを確認することができない場合で、工事業者の施工に係る念書又はこれに類する書類の提出を受け、かつ現地確認等で施工の実態があると推定されたもの
- (4) その他前3号に準ずると客観的に認められる軽微な変更

(交付決定の取消しの基準)

第9 要綱第13条第1号に定める条件違反による交付決定取消しの判断において、条件違反について交付決定者に説明を求め、その事情が以下の場合にはこれを取り消さないことができる。

- (1) 継続して住所を有する意思表示に反して転居をしていたことを町が認識したとき、交付の日から5年を経過している場合
- (2) 継続して住所を有する意思表示に反して転居をするまたはしていたとき、その理由が離婚、失職、同居家族の死亡その他これに類するもので経済状況に大きな変化が生じている場合
- (3) 未納のない証明に反して、実際には支払期日の到来した未払いの税額があったとき、証明に際して町の不手際があったことが理由である場合
- (4) リフォーム工事に係る工事見積明細書又は図面に工事業者による誤りがあり申請者がこれを認識していなかったとき、その誤りが交付決定額等に影響を与えないもので、追加で正しい工事見積明細書等を提出する場合
- (5) その他前4号に準ずると町長が認める条件違反

(その他の疑義)

第10 本基準のいずれの規定でも確認できない疑義を含む申請については、町長がこれを確認し判断する。確認が必要な期間、その申請を仮受付とし、予算を確保しておくことができるものとする。申請を有効と判断した場合には仮受付日を申請日とし、無効と判断した場合には速やかに申請者へ差し戻し仮受付を破棄する。